

# 東京自動走行ワンストップセンター運営要綱

平成 29 年 9 月 11 日 29 政調渉第 643 号  
改正 令和 3 年 3 月 29 日 2 戦戦特第 1108 号

## 1 目的

東京都は、自動走行システムの実証実験を促進するため、東京都内の公道で自動走行の実証実験（以下「公道実証」という。）を実施しようとする者等に対し、東京自動走行ワンストップセンター（以下「センター」という。）において、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う。

この要綱は、センターに関して必要な事項を定める。

## 2 支援対象

公道実証を希望する企業、大学、研究機関等（以下、「実施主体」という。）とする。

ただし、実施主体が私有地等において行う実証実験についても、必要に応じて公道に準じた支援を行うこととする。

## 3 支援内容

センターが行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 公道実証に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応、関係機関と調整
- (2) 「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（平成 28 年 5 月 警察庁）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく公道実証の実施に係る警察、道路管理者、関東運輸局への事前連絡
- (3) 公道実証の実施に係る地域への周知等
- (4) 公道実証に必要な手続の改革提案の受付
- (5) その他、公道実証の実施に必要な支援

## 4 提出書類

実施主体は上記 3 に掲げる支援を受けようとする場合は、支援内容に応じて以下の書類等をセンターに提出することとする。

- (1) 上記 3 (1)、(3)、(4)、(5) に掲げる支援

必要に応じて、「公道実証に関する相談等について」（様式 1）及び関係書類

- (2) 上記 3 (2) に掲げる支援

実施主体がガイドラインに基づく関係機関への事前連絡に関する支援を受けようとする場合は、「公道実証実施に関する事前連絡について」（様式 2）（以下「様式 2」という。）及び関係書類

なお、書類の提出から公道実証までの流れは次の通りとする。

①内容確認

実施主体から提出された様式2等を基に、センターは、内容に不備がないか確認する。

②関係者への連絡

センターは、内容に不備がないことを確認した上で、公道実証が適正かつ円滑に実施されるよう、警視庁、道路管理者及び関東運輸局（運輸支局を含む。）に様式2の写しを提出する。

なお、実施主体がこの様式2を提出したときは、ガイドライン「10 関係機関に対する事前連絡」に規定する実施場所を管轄する警察、道路管理者及び運輸局（運輸支局を含む。）に対して事前連絡をしたものとみなす。

③公道実証実施の区市町村への連絡

公道実証を円滑に行うため、公道実証を実施する区市町村の関係部署に対して様式2の写しを提供する。

④公道実証の実施

公道実証について、必要に応じてセンターのホームページ等で広報を行う。

⑤公道実証の報告書の提出

実施主体は、実施した公道実証の内容について、結果報告書をセンターに報告する。

## 5 注意事項

- (1) 公道実証に係る費用は、実施主体が負担する。
- (2) 公道実証の実施に係る関係省庁等との調整に当たっては、必要に応じて実施主体や関係省庁等を集めた説明の場を設定する。なお、計画内容により、実施主体と関係省庁等との個別調整が発生する場合がある。
- (3) 公道実証の実施に当たって、実施主体は、法令やガイドライン等を順守すること。
- (4) 公道実証の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮すること。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとする。
- (5) 公道実証の実施に当たって、実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- (6) 天災地変等により、走行の安全性の確保が困難な場合には、実施主体に対して、公道実証の中止を要請する場合がある。

## 6 問合せ・書類提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京自動走行ワンストップセンター事務局（東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課内）

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 11 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(様式1)

公道実証に関する相談等について

平成 年 月 日

東京自動走行ワンストップセンター  
事務局 御中

相談者（企業・大学等名）  
（代表者氏名）  
（連絡先）

下記の公道実証に関する内容について、相談をいたします。

記

- 1 相談内容（該当するものに○をつけること）
  - (1) 公道実証に必要な手続に関する相談
  - (2) 公道実証のエリア情報に関する相談
  - (3) 公道実証に必要な手続に関する要望や制度改革に関する提案
  - (4) その他
  
- 2 具体的な内容

※ 必要に応じて、別添にて紙面、図、写真等を提出すること

(様式2)

公道実証実施に関する事前連絡について

平成 年 月 日

東京自動走行ワンストップセンター  
事務局 御中

実施者（企業・大学等名）  
（代表者氏名）  
（連絡先）

下記のとおり公道での実証実験を実施しますので、事前の連絡をいたします。

記

- 1 実施期間（予定）
- 2 実施場所（地図、走行ルートを明記したものを添付すること）
- 3 実施体制（運転者、責任者、安全確認など役割も記載すること）
- 4 実験車両（車両番号）
- 5 自動走行システムの機能の概要
- 6 安全確保措置の内容等
- 7 緊急時の連絡先（所属、氏名、携帯番号等）
- 8 その他

※ 公道実証の実施後、必ず結果報告書（様式任意）をセンターまで提出すること

※ 必要に応じて、別添にて紙面、図、写真等を提出すること